

新型コロナウイルス感染症により家計が急変した場合の修学支援について【緊急対応】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、家計が急変した学生は、できるだけ、6月末日までに日本学生支援機構に給付奨学金等の申請を行ってください。

※日本学生支援機構への申請締め切りを6月末日とします。さらにやむを得ず、この期限に遅れる場合は事務局学生窓口にご相談ください。

※授業料等の減免申請については日本学生支援機構への申請者に個別に「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」の提出期日を指示します。

●6月末日までに申請した場合は、申請当月から給付奨学金の対象となりますので、出来るだけ手続きを急いでください。（7月以降の申請は認定した月からとなる可能性があります。）

●授業料等の減免も給付奨学金に準じて対応しますが、すでに授業料等を引き落としている場合は、申請後、差額を返金することになります。また、申請後2カ月程度の間、授業料等の引き落としが予定されている場合は、一旦、延納願を提出してください。